

## 6 分限及び懲戒について

### (1) 処分事由別分限処分者数（令和 5 年度）

| 区 分                                        | 降任  | 免職  | 休職    | 降給  | 合計    |
|--------------------------------------------|-----|-----|-------|-----|-------|
| 勤務実績が良くない場合<br>（法第 28 条第 1 項第 1 号）         | 0 人 | 0 人 | 0 人   |     | 0 人   |
| 心身の故障の場合<br>（法第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号） | 0 人 | 0 人 | 122 人 |     | 122 人 |
| 職に必要な適格性を欠く場合<br>（法第 28 条第 1 項第 3 号）       | 0 人 | 0 人 | 0 人   |     | 0 人   |
| 職制等の改廃等により過員等を生じた場合<br>（法第 28 条第 1 項第 4 号） | 0 人 | 0 人 | 0 人   |     | 0 人   |
| 刑事事件に関し起訴された場合<br>（法第 28 条第 2 項第 2 号）      | 0 人 | 0 人 | 0 人   |     | 0 人   |
| 条例に定める事由による場合<br>（法第 27 条第 2 項）            | 0 人 | 0 人 | 0 人   | 0 人 | 0 人   |
| 合 計                                        | 0 人 | 0 人 | 122 人 | 0 人 | 122 人 |

- （注） 1 対象職員は、一般職に属するすべての職員である。
- 2 分限処分者数は、令和 5 年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。
- 3 法とは、地方公務員法をいう。

### (2) 処分事由別懲戒処分者数（令和 5 年度）

| 区 分                                       | 戒告  | 減給  | 停職  | 免職  | 合計  |
|-------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 法令違反<br>（法第 29 条第 1 項第 1 号）               | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 1 人 |
| 職務上の義務違反又は怠慢<br>（法第 29 条第 1 項第 2 号）       | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行<br>（法第 29 条第 1 項第 3 号） | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 合 計                                       | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 1 人 |

※その他、職務履行等の改善・向上を図るために行う指導上の措置として、訓告等 14 人

### (3) その他（令和 5 年度）

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 法第 28 条第 4 項により失職した者 | 0 人 |
|----------------------|-----|